

三豊市保育施設等保育料金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
			3号認定（3歳未満児）	
区 分	定 義		標準時間認定	短時間認定
第1階層	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円
第2階層	第1階層を除き、市民税非課税世帯		0円	0円
第3階層	市民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000円	11,800円
第4階層		97,000円未満	23,500円	23,100円
第5階層		169,000円未満	35,000円	34,400円
第6階層		301,000円未満	44,000円	43,300円
第7階層		397,000円未満	45,000円	44,200円
第8階層		397,000円以上	45,000円	44,200円

◆備考

- 市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
 - 保育施設または幼稚園等に通っている児童が2人以上いる場合は、2番目半額。
 - 現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童は、保育料が免除。
 - 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。
 - 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。
- ・ひとり親世帯、障害者手帳等をお持ちの方（児童、兄弟姉妹、保護者）がいる世帯で、第3・4階層（市民税所得割額が77,101円未満の世帯）の場合は以下の保育料になります。（第2子以降は保育料が免除）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		3号認定（3歳未満児）	
区 分		標準時間認定	短時間認定
第3階層		5,500円	5,400円
第4階層（市民税所得割額が77,101円未満の世帯のみ）		9,000円	9,000円

- 市民税所得割額が57,700円未満の場合は、現に扶養している子どものうち、第2子の保育料が半額になります。

◆注意事項

- 保育施設等では、毎月の保育料の他、入園時に必要となる準備物や保護者会費、絵本代等の費用等が別途かかります。詳細については各施設にお問い合わせください。

（参考）保育料以外の主な経費：公立施設の場合

- 給食費・・・無料（三豊市単独事業により）
- 日本スポーツ振興センター会費(災害共済)・・・年額200円～240円（施設の形態による）
- その他・・・保護者会費(月額300円～500円)、絵本代(月額400円程度)など

※私立保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料以外に必要な経費は、各施設にお問い合わせください。